

おらほの納税教室

1月に『町県民税申告のご案内』を送付しました

『町県民税申告のご案内』は、平成30年1月1日現在で南三陸町に住民票がある世帯に対し送付しています。

同封の「町県民税申告の手引き」と「申告書類確認票(チェックリスト)」をしっかり読んで、申告の準備をしましょう。準備が整っていないと町の申告相談会場に早く来場しても受け付けができずに順番が後回しになってしまいますので、気を付けましょう。

なお、事業収入、農業収入、または不動産収入がある人は、「収支内訳書」を作成しなければなりません。詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※「収支内訳書の書き方」(冊子)は町民税務課および歌津総合支所で配布しています。

前年中に収入が無い人も申告が必要です

平成29年中に収入が全く無かった人や、非課税所得による収入のみだった人も住民税の申告が必要です。

申告をしないと、町では収入や所得の情報が分からないため、平成30年度分の所得証明書・非課税証明書などの発行ができません。また、「非課税者」として扱うことができないため、国民健康保険税の軽減が受けられない、介護保険料の所得判定が正しく行えない、各種手当の支給が止まってしまうなど、所得情報を用いる他の制度において正しい取り扱いができなくなる場合があります。



※「収入の無い人」「非課税所得のみの人」に該当する場合は、次により「町県民税申告の手引き」10ページの「収入の無い旨の届出書」を提出してください(用紙は切り取って使用できます)。

- ①世帯内に町の申告会場で申告する人がいる場合→町の申告会場で併せて提出
- ②世帯内に町の申告会場で申告する人がいない場合→町民税務課または歌津総合支所に提出(郵送可)

* 今月の税 *

国民健康保険税…第9期
介護保険料…第8期
後期高齢者医療保険料…第8期

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

口座振替日
2月26日(月)

納付期限
2月28日(水)

町民税務課税務係 ☎46-1372



毎年、年金収入だけで…
去年、町の申告相談会場に行ったら、「申告が必要ない」と言われたんだけど、今年も申告しなくていいの?



「65歳未満で年金収入(国民年金、厚生年金など)の合計額が98万円以下の人」または、「65歳以上で、年金収入(国民年金、厚生年金など)の合計額が148万円以下の人」で、年金収入の他に収入が全くない場合は、所得税も町県民税も非課税となるため、申告の必要はありません。

年金収入のみの人で年金収入の合計額が400万円以下の人は「申告した方がお得になる場合」があります。申告が必要か不要かを下図で確認しましょう。

年金収入のみの人で申告が必要かどうか確認してみましょう!

次の区分に沿って申告が必要・不要を確認し、年金収入額をもとに、チェックしてみましょう!

※65歳未満の人は、()内の金額を確認してください。

